

男性育休取得促進及び育休中の給付等に係る周知・啓発について

①企業・労働者向けの取組

・イクメンプロジェクト（H22～開始）

積極的に育児をする「イクメン」及び「イクメン企業」を周知・広報。表彰や参加型の公式サイトなどを通じて男性の育児休業取得に関する社会的な機運を醸成。

男性の育児休業等の取得を契機とした職場内の業務改善や働き方の見直しや、男性の育児に参画したいとの希望の実現等を通じた女性の継続就業率と出生率の向上を図る。

⇒・企業表彰（H25～）及びサイト運営（H22～）等

－イクメン企業アワード（H25～）、イクボスアワード実施（H26～）

（表彰式には政務も出席。機運の醸成を図る。）

（受賞企業の取組事例集を作成し、各種イベントでの配布の他、労働局、都道府県庁、業界団体等に配布。また電子媒体を公式サイトに掲載）

－公式サイト運営（H22～／H28 にリニューアル・スマホ版の作成）

・セミナー実施等による周知広報

・「父親の仕事と育児両立読本」を作成し、各種イベントでの配布の他、労働局、都道府県庁、業界団体等に配布。また電子媒体を公式サイトに掲載

・育児・介護休業法（パパママ育休プラス等）の改正（H22.6.30）周知

父親も子育てができる働き方の実現を目指して、育児・介護休業法にパパママ育休プラスの規定を追加し、改正法の内容とあわせて男性の育児休業取得促進を周知。

⇒育児・介護休業法リーフレット、パンフレットを作成。労働局で開催する改正法説明会での配布のほか、事業主、業界団体、労働組合等へ配布。

②企業向けの取組

・男性社員が育児参加しやすい職場づくりガイドブック（H20.3 作成）

（21 世紀職業財団にて作成）

⇒・21 世紀職業財団 47 地方事務所及び事業主に配布。

・電子媒体を 21 世紀職業財団ホームページに掲載。

・両立支援の取組－20 事例の紹介－（H25.1 作成）

（平成 24 年度委託事業「両立支援に関する総合的情報提供事業」にて作成）

⇒・労働局、都道府県庁、個別企業、事業所・労働者団体等に配布。

・電子媒体をホームページ（両立支援のひろば）に掲載。

・両立支援に取り組む企業の事例集（H29.3 作成）

（平成 28 年度委託事業「女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業」にて作成）

⇒ 電子媒体をホームページ（両立支援のひろば）に掲載。

※特に中小企業向け

・「育休復帰支援プラン」策定マニュアル（改訂版）（H27.11 作成）

中小企業における男性の育休促進の取組として、中小企業のための育休復帰支援モデルプラン改定・周知事業（委託事業）にて、男性従業員向けの規定例を策定。育児プランナーによる企業支援や育休復帰支援セミナーの資料として活用。

⇒ 電子媒体をホームページ（厚生労働省、委託事業）に掲載するとともに、労働局へ通知。

育児プランナー支援企業数：平成 27 年度 1,997 件、平成 28 年度 1,186 件 育休復帰支援セミナー開催数、参加者数：平成 28 年度 6 回 313 人 ※セミナーは平成 28 年度から開催

③労働者向けの取組

・「育児休業給付金が引き上げられました!!（50%から 67%へ）」リーフレット（H26.6 作成）

平成 26 年 4 月 1 日より、育児休業給付の給付率が引き上げられたことに伴う周知。

⇒労働局に配布、電子媒体をホームページ（厚生労働省、両立支援のひろば）に掲載。

・「育児休業や介護休業をする方を経済的に支援します」リーフレット（H28.11 作成）

⇒労働局に配布、電子媒体をホームページ（厚生労働省）に掲載。

※周知媒体については、

いずれも紙媒体を労働局等に配布、電子媒体をHPに掲載との方法。

（HPは厚生労働省HP（スマホ対応）、両立支援のひろば（スマホ非対応））

イクメンプロジェクトは公式サイト（スマホ対応）。

一部ツイッターに投稿するなどの取組もある。

紙媒体については、説明会の参加企業に配布するなどして周知を図っている。

以上